

品川区文化芸術・スポーツ振興懇話会設置要綱

制定 平成 22 年 1 月 15 日 区長決定
要綱第 128 号

改正 平成 27 年 2 月 9 日 部長決定
要綱第 39 号

改正 平成 30 年 3 月 28 日 区長決定
要綱第 72 号

改正 令和 6 年 3 月 1 日 部長決定
要綱第 55 号

(設置)

第 1 条 文化芸術・生涯学習・スポーツなどの活動団体、区、その他関係者が相互に意見を交換することにより、本区の文化芸術・スポーツの一体的な振興、ひいては、にぎわいのあるまちづくりにつなげていくため、品川区文化芸術・スポーツ振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条

- (1) 文化芸術・スポーツの振興施策に関する事項
- (2) その他文化芸術・スポーツの振興施策に関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10～12 名をもって組織する。

(委員構成)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうち、区長が指名する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体
- (3) 文化観光スポーツ振興部長

(座長および副座長)

第 5 条 懇話会に座長および副座長を置く。

- 2 座長および副座長は、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇話会)

第 6 条 懇話会は、年 1 回の開催とする。但し、必要と認める場合は随時開催できるものとする。

- 2 懇話会は、各委員の意見交換の機会として開催する。

3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(招集)

第9条 懇話会は、文化観光スポーツ振興部長が招集する。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、文化観光スポーツ振興部スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。